

国不建振第285号
令和8年3月31日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
(公 印 省 略)

建設業退職金共済制度における電子申請方式の活用促進等について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴団体におかれても、ご協力をいただいているところです。

今般、建退共制度の電子申請方式の積極的な活用を促すため、建退共制度の電子申請方式と建設キャリアアップシステムとの連携強化や「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）の全面施行に伴い、建退共制度の掛金が建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するための不可欠な経費と定められた旨について、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の普及等について」（令和8年3月31日付け雇均発0331第7号・国不建振第282号）及び「建設業退職金共済制度における電子申請方式の活用促進及び証紙貼付方式の履行の徹底等」（令和8年3月31日付け雇均勤発0331第1号・国不建振第283号）にて建設業者団体に対して通知が発出されたところです。

つきましては、貴団体傘下の企業へ周知していただき、各企業におかれても、建退共制度の意義、運用徹底の趣旨、電子申請方式の一層の活用促進及び建設キャリアアップシステムとの連携の意義等を踏まえた建退共制度の適正履行について協力されるとともに、下記について、引き続きご協力及びご配慮をお願いいたします。

記

1. 建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要であること。

2. 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものであること。

以上